

大阪府監査委員告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府監査委員事務局長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年6月30日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

監査の結果に基づき講じた措置
別紙のとおり